

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年5月16日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務

#### (2) 業務内容

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の別添1「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から平成30年12月15日まで

#### (4) 予算額

19,014,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格

#### (1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有する者とする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報又はイベント企画・運営に登録されている者であること。

ウ この募集の開始日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 次のいずれかに該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- a 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（イ）の a から f までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## (2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の構成事業者のうち、2者以上が上記（1）のア及びイの条件を全て満たしていること。
- ウ 共同事業体の全ての構成事業者が上記（1）のウからカまでの条件を全て満たしていること。
- エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

## 3 審査方法

提案書の審査は、審査会において、審査基準に基づき審査委員が個別に審査採点し、その点数を合計（100点満点）する方法により得点を算出して行う。

詳細は、プロポーザル実施要領の別添3「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

## 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

## 5 手続き等

### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
電話：0857-26-7678  
ファクシミリ：0857-26-8136  
電子メール [shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp)

### (2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、平成30年5月16日（水）から同年6月8日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougaiukushi/>）から入手するものとする。ただし、希望者には次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成30年5月16日（水）から同年6月8日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所 プロポーザル実施要領15の場所

6 参加申込及び提案書の提出

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成30年5月30日（水）午後5時15分までに、プロポーザル実施要領5（1）による参加表明書等をプロポーザル実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、平成30年5月30日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けるものとする。また、併せて電話連絡すること。

(2) 提案書の提出

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、平成30年6月8日（金）午後5時15分までの間にプロポーザル実施要領7（1）に記載する提案書等を作成の上、プロポーザル実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）とし、平成30年6月8日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けるものとする。

7 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日 時 平成30年6月中下旬頃（参加者に後日通知する。）

(2) 場 所 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）

(3) 持ち時間等 40分程度

企画提案書等の説明（20分程度）、質疑応答（20分程度）

(4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは発注者が会場に準備する。その他の物は参加者が準備すること。

(5) その他 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

### (1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。

### (2) 参加費用等

企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

ただし、審査会による順位付けの結果、上位6位以内となった者（受託者を除く）には、参加報酬として1万5千円を支払う。

### (3) 企画提案書の取扱い

企画提案書は原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

### (4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (5) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

### (6) その他

詳細は、プロポーザル実施要領による。